

必ず届け出を
しましょう

こんなときは国保に加入・脱退します

国保



自営業を始めたとき、一定額を超えるアルバイトをするとき、職場で働く人が退職したときなどは、国民健康保険に加入の届け出をしなければなりません。

また、就職や転職をして職場の健康保険などに加入したときは、国保に脱退の届け出をしなければなりません。

このようなときは忘れずに14日以内に届け出をしてください。

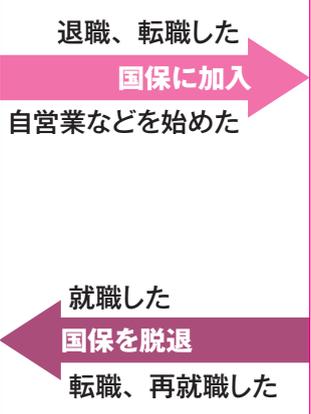
国民健康保険

- ・自営業
- ・農業や漁業を営む人
- ・アルバイト など



職場の健康保険

- ・会社員
- ・公務員
- ・船員 など



●国保に加入するときは

自営業やアルバイトを始めたとき

自営業や、一定額を超える年間収入のアルバイトを始め、職場の健康保険に入らないときは、国保に加入します。

※世帯主でない人が一定額を超えない年間収入の場合、原則として扶養者が加入している医療保険の加入者（または被扶養者）となります。

会社をやめたとき

転職や退職で会社をやめたときは、国保に加入します。ただし、会社などに勤めていた人が一定の条件を満たせば、引き続き職場の健康保険に加入することができます（任意継続被保険者）。

※くわしくは、加入していた健康保険組合などにお問い合わせください。

●加入の届け出は

国保に加入するときは届け出が必要です。届け出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担となります。忘れずに届け出ましょう。

届出の方法

国保加入の資格が発生した日から14日以内に、世帯主が市区町村の国保担当窓口へ届け出をしてください。

届出に必要なもの

- 健康保険の資格喪失証明書や転出証明書など、資格を証明するもの

◆国保に加入する日

- 国保加入の資格が発生する日
- 職場の健康保険などをやめた日（退職日の翌日）
- ほかの市区町村から転入してきた日（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 子どもが生まれた日
- 生活保護を受けなくなった日

●国保を脱退するときは

就職した時

就職して職場の健康保険に加入したら、国保を脱退します。



転職や再就職で会社に入ったとき

転職や再就職で職場の健康保険に加入したら、国保を脱退します。

●脱退の届け出は

国保を脱退するときは届け出が必要です。届け出が遅れ、国保の資格がなくなつてから国保の保険証で受診してしまうと、その医療費の国保負担分はあとで返さなくてはなりません。

届出の方法

国保の資格がなくなった日から14日以内に、役場健康増進課へ届け出をしてください。

届出に必要なもの

- 国民健康保険の保険証
- 健康保険の資格取得証明書や職場の健康保険証など、資格を証明するもの

◆国保を脱退する日

- 国保の資格がなくなる日
- 職場の健康保険などに加入した日の翌日
- ほかの市区町村に転出した日の翌日、またはその日
- 死亡した日の翌日
- 生活保護を受け始めた日
- 後期高齢者医療制度に加入する日（75歳になって加入するときは届け出不要）